

## 令和3年1月7日からの大雪による災害により 被害を受けられました皆さまへ

この度の令和3年1月7日からの大雪による災害により被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

### <保険料払込猶予期間の特別措置>

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

※2021年11月12日更新

適用都道府県	適用地域	法適用日
秋田県	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、 仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、 雄勝郡東成瀬村	1月7日
新潟県	長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、 妙高市、上越市	1月10日
富山県	砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市	1月9日
福井県	福井市、あわら市、坂井市	1月9日
福井県	大野市、勝山市	1月10日